

下呂市監査告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、令和元年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年5月12日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 都竹基己

令和元年度 定期監査結果 指摘事項に伴う措置状況

1 歳入の調定について		担当課：財務課・観光課・消防総務課・土木課・商工課・環境施設課・税務課・総務課																			
指 摘 事 項		措 置 状 況																			
<p>地方自治法第231条には、普通地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められ、下呂市会計規則でその手続きについて定められています。しかしながら、調定がされていないなど、次のような事案が見受けられました。適切な事務処理に努めてください。</p> <p>(1) 下呂市会計規則第4条第1項に基づく調定手続きがされていないもの(4件)</p> <p>ア 調定手続き</p> <table border="1"> <tr> <td>14款</td> <td>使用料及び手数料</td> <td>電柱敷地使用料</td> </tr> <tr> <td>21款</td> <td>諸収入</td> <td>EV充電器設置用地賃貸料</td> </tr> </table> <p>イ 減額調定手続き</p> <table border="1"> <tr> <td>14款</td> <td>使用料及び手数料</td> <td>消防署使用料</td> </tr> <tr> <td>21款</td> <td>諸収入</td> <td>消防署維持管理費負担金</td> </tr> </table> <p>(2) 予算に従って調定されていないもの(予算未計上) (1件)</p> <table border="1"> <tr> <td>15款</td> <td>国庫支出金</td> <td>消防団設備整備費補助金</td> </tr> </table> <p>(3) 調定額を誤っているもの(1件)</p> <table border="1"> <tr> <td>15款</td> <td>国庫支出金</td> <td>公共土木施設災害復旧費負担金(繰越分)</td> </tr> </table>		14款	使用料及び手数料	電柱敷地使用料	21款	諸収入	EV充電器設置用地賃貸料	14款	使用料及び手数料	消防署使用料	21款	諸収入	消防署維持管理費負担金	15款	国庫支出金	消防団設備整備費補助金	15款	国庫支出金	公共土木施設災害復旧費負担金(繰越分)	<p>(措置済、<b>改善中</b>、未措置)</p> <p>(1) 下呂市会計規則第4条第1項に基づく調定手続きがされていないもの(4件)</p> <p>ア 調定手続き 【財務課】(1件) 電柱敷地使用料での収納が適切科目であるため、土地貸付収入から収入更正します。なお、対価額の算定は電気通信事業法施行令により算出していますので収入額の変動はありません。</p> <p>【観光課】(1件) 予算所管課は観光課、実務は振興事務所であったため、予算所管替えを行いました。今年度以降、(貸借)契約に基づき適切な事務処理に努めます。</p> <p>イ 減額調定手続き 【消防総務課】(1件) ご指摘を受け、早急に減額調定を行いました。今後は、調定状況を適切に把握し事務処理を行います。</p> <p>(2) 予算に従って調定されていないもの(予算未計上) (1件) 【消防総務課】 当該補助金は、当初予算確定後に補助対象が拡充されたため当初予算に計上することができませんでした。当該補助金の交付決定日は令和元年6月7日であることから、本来ならば、直近で行われた9月定例会に補正予算案として、上程すべきところ、これを怠っておりました。今後は適正な事務処理に努めます。</p>	
14款	使用料及び手数料	電柱敷地使用料																			
21款	諸収入	EV充電器設置用地賃貸料																			
14款	使用料及び手数料	消防署使用料																			
21款	諸収入	消防署維持管理費負担金																			
15款	国庫支出金	消防団設備整備費補助金																			
15款	国庫支出金	公共土木施設災害復旧費負担金(繰越分)																			

(4) 調定の時期が適切でないもの (11件)

ア 調定の時期が許可、交付決定、契約に基づいていないもの

14款	使用料及び手数料	道路占用料(継続分)
14款	使用料及び手数料	法定外公共物占用料(認定外道路継続分)
14款	使用料及び手数料	法定外公共物占用料(普通河川継続分)
15款	国庫支出金	消防防災施設整備費補助金
17款	財産収入	土地貸付収入(工場用地)
21款	諸収入	工場用地貸付料
21款	諸収入	職員宿舍使用料

イ 下呂市会計規則第18条第1項により調定日を6月1日とすべきもの

14款	使用料及び手数料	クリーンセンターごみ処理手数料
14款	使用料及び手数料	火葬場使用料

ウ 下呂市会計規則第18条第2項により調定日を4月1日とすべきもの

1款	市税	法人税滞納繰越分
21款	諸収入	職員過払給与返還金

(3) 調定額を誤っているもの (1件)

【土木課】

多数ある繰越事業の端数処理の積み上げ時に、処理を誤ったものです。今後は、複数人によるチェックを実施し、適正な事務に努めます。

(4) 調定の時期が適切でないもの (11件)

ア 調定の時期が許可、交付決定、契約に基づいていないもの

【土木課】(3件)

ご指摘のとおり、道路占用(継続分)、法定外公共物占用料(認定外道路継続分)、法定外公共物占用料(普通河川継続分)について、令和2年度は4月1日付で調定を行いました。

【消防総務課】(1件)

ご指摘を受け、調定日を当該補助金の交付決定日に修正しました。今後は、適切な事務処理に努めます。

【商工課】(2件)

17款 土地貸付収入(工場用地)及び21款 工場用地貸付料は土地賃貸借契約書に基づき調定すべきもので、貸借期間が4月1日から翌年3月31日までとなっていることから、4月1日にすることとします。

【観光課】(1件)

当該使用料は、年度当初にその額が確定しているため、4月1日に調定することとします。

イ 下呂市会計規則第18条第1項により調定日を6月1日とすべきもの

【環境施設課】(2件)

手数料及び使用料の過年度分について、適正な調定日に修正しました。次年度以降の対応について善処します。

ウ 下呂市会計規則第18条第2項により調定日を4月1日とすべきもの

【税務課】(1件)・【総務課】(1件)

課職員全員に条例等の確認及び法令等を遵守し事務を行うよう指導しました。

## 2 御嶽山山岳遭難防止対策協議会補助金の精算について

担当課：危機管理課

## 指 摘 事 項

平成30年度御嶽山山岳遭難防止対策協議会の収支決算は、収入総額622,980円に対し、支出総額は582,489円となっており、差引き40,491円が翌年度へ繰り越されています。収入の大部分を占める補助金は620,000円（県山岳遭難防止対策協議補助金320,000円、市補助金300,000円）で、支出総額より37,511円多い額が交付され精算が行われていません。

平成29年11月に、行政監査結果報告の中でも指摘しましたが、地方財政法第4条第1項には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない。」と定められていることから、事業費の総額を上回る補助金の支出は適正を欠きます。

## 措 置 状 況

(措置済、**改善中**、未措置)

令和元年度から補助金分の収支における余剰額については、繰越金とせず、全額精算することとします。

3 U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金の予算について

担当課：市民活動推進課

指 摘 事 項

措 置 状 況

移住定住促進事業の中には三つの事業があり、補助金は事業ごとに予算措置されていますが、そのうちのU・I・Jターン促進家賃助成事業補助金については、当初予算240万円に対して、5月までに271万円の支出負担行為が行われています。これは、ほかの二つの事業に予算残があることから、予算額を上回って支出負担行為が行われたものと思われ、さらに同補助金には、平成31年度及び平成32年度の支出予定額について債務負担行為が設定され、5月までの支出負担行為済額の中には既交付決定分の201万円が含まれています。このため、平成31年度と同補助金の新規申請に対応できる予算は、ほとんど余裕がないこととなります。

移住定住促進事業補助金は、事業ごとに予算計上されていることから、各事業の予算の範囲を超えて支出負担行為を行うことは適切ではないと思われ、U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金に係る当初予算の編成には、債務負担行為に基づく支出予定額が考慮されていたのか疑問が残るところです。移住定住促進事業は、市の重要施策の一つであることから、一層の推進と、それに伴う適切な予算措置が講じられることを望みます。

(措置済、改善中、未措置)

令和2年度当初予算では3,360千円（過年度交付決定分2,240千円及び新規申請分1,120千円）を予算措置いたしました。

また、年度途中に予算が不足する見込みの際は、補正等にて適切に対応します。

## 4 小坂診療所医師住宅の管理区分について

担当課：財務課

## 指 摘 事 項

行政財産である市立小坂診療所医師住宅3棟は、会計区分を一般会計として固定資産台帳に登載されています。本来、国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）で管理すべき財産であることから、適正な会計区分に改めてください。

## 措 置 状 況

- （措置済、改善中、未措置）  
ご指摘を受け次のとおり、一般会計から国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）への移管に向け調整中です。
- ①一般会計の固定資産台帳に登載されている建物とその土地
    - ・医師住宅 3棟
    - ・上記3棟の内の1棟にかかる土地
  - ②医師住宅2棟及び診療所駐車場にかかる借地料の予算計上
    - ・特別会計に予算計上
    - ・一般会計予算計上を削除

## 5 「社会教育に関すること」の事務分掌について

担当課：市民活動推進課

## 指 摘 事 項

下呂市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する規則には、地方自治法第180条の7の規定に基づいて、社会教育の推進等、社会教育に関する事務を市長公室や各振興事務所職員に委任、補助執行させることが規定されています。しかしながら、その一方で、市長の権限に属する事務を分掌させるため、地方自治法第158条第1項に基づいて定められた下呂市行政組織条例において、第2条の中で「社会教育に関すること」が市長公室の事務として規定されており、社会教育についての職務権限の所在に矛盾が生じています。

社会教育に関することは、地方自治法第180条の8、社会教育法第5条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第12号などで、教育委員会の所管になっており、地方自治法第158条第1項には、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。(略)」と規定されていることから、社会教育に関することを市長の職務権限に属するとしている市行政組織条例第2条第1項第1号の規定は適正を欠きます。

## 措 置 状 況

(措置済、改善中、**未措置**)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条(教育委員会の職務権限)において「社会教育」の職務権限は教育委員会にあることが規定されていることは理解しております。

現在の下呂市行政組織条例第2条(1)コで謳う「社会教育に関すること」は、この法律が指す社会教育の定義に含まれない範囲を示していると解しています。

かつての教育委員会においては、「生涯学習」、「社会教育」が同義であるような所掌の時期がありました。現在、生涯学習の意味は広義となり、学校教育をも含むものと生涯学習白書に記されています。しかしながら、「社会教育」という同一の文言を使用することで、ご指摘を受けていることから、今後、教育委員会と社会教育の扱いについての協議と法制担当部署と表記の文言につきまして、適当な表記に改める等を検討いたします。

## 6 消防職員の出向について

担当課：総務課・消防総務課

## 指 摘 事 項

消防本部から市長部局である市長公室危機管理課への転任に係る消防職員の辞令は、市長を任命権者として発令されています。しかしながら、消防長以外の消防職員の任命については、消防組織法第15条第1項で、市町村長の承認を得て消防長が任命すると規定されていることから、消防長が市長部局への出向辞令を発令したうえで、市長が危機管理課の勤務を命じる必要があります。

## 措 置 状 況

(措置済、改善中、未措置)  
ご指摘の根拠法令を確認しました。  
令和2年3月の異動から、消防本部と市長部局の任命権を明確にし、対象案件につきましても、ご指摘のとおり措置しました。

## 7 地方公営企業法全部適用事業における事務の執行について

担当課：総務課

## 指 摘 事 項

下呂市水道事業及び簡易水道事業は、地方公営企業法第2条第1項（第1号）及び下呂市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例第1条の2により、地方公営企業法を全部適用しています。そして、本市においては、同法第7条ただし書き及び同条例第3条第1項の規定により管理者を置かないこととしているため、管理者の権限は、同法第8条第2項の規定により市長が行うことになっています。さらに、管理者の権限に属する事務を処理させるため、同法第14条及び同条例第3条第2項の規定により、生活部がその事務の執行にあたることになっています。

しかしながら、生活部が、同法第9条第1項各号で定められたすべての管理者の担当事務を行っているわけではなく、実際は、職員の給与等に関することや入札等一部の契約事務、出納その他の会計事務などは、総務部や会計課の職員が行っています。こうしたことから、管理者の担当事務を市長部局の職員が行っている場合は、それらの事務を担当する職員に対して、同法第15条により企業職員の併任手続きをとる必要があります。（指摘事項）

なお、地方公営企業法が全部適用される水道事業と、同法の一部（財務規定等）適用により、もともと管理者を置かない下呂温泉合掌村事業及び国民健康保険病院事業では、法律上、事務の執行体制に異なる点がありますが、限られた職員数で、各公営企業の業務を適正かつ円滑に遂行するためには、必要な手続きを行ったうえで、各課横断的に連携、協力して事務処理にあたられることを要望します。（要望事項）

## 措 置 状 況

（措置済、改善中、未措置）

今回のご指摘により、これまで行ってきた組織運営と法令の規定との不整合を認識いたしました。

このことから、上下水道課において「下呂市水道事業等及び下水道事業における職員の併任に関する規程」を整備しました。

今後は、公営企業に係る事務等についても、適切な組織運営を行うことに努めます。

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 水道事業の企業出納員について</p> <p>地方公営企業法第34条の2で、同法の財務規定等が適用される企業においては、管理者の権限は市長が行うことになっており、同条ただし書きで、出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例の定めるところにより会計管理者に委任することができるものと規定されています。しかし、地方公営企業法を全部適用している場合は、国から示された「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて」（昭和27年9月29日自乙発第245号）第一章第二節一(一)3によると、管理者設置の有無に関係なく、会計管理者に委任することはできません。</p> <p>当市では、下呂市水道事業等会計規程第2条で、水道経理担当課長とともに会計課長を企業出納員と定め、会計事務が行われていますが、水道事業は地方公営企業法が全部適用され、当市の場合、会計管理者が会計課長を兼務していることから、この会計事務の委任は、適正を欠きます。（公営企業実務提要『ぎょうせい』P425）</p> <p>(2) 下呂温泉合掌村事業における会計事務の権限について</p> <p>下呂温泉合掌村事業における会計事務の一部は、地方公営企業法第34条の2ただし書きに基づいて、下呂市下呂温泉合掌村条例第6条により会計管理者が行っており、事務の内容は、「公金の収納又は支払いに関する事務」及び「公金の保管に関する事務」となっています。</p> <p>しかしながら、実務においては、会計管理者によって支出負担行為に関する確認事務が行われています。会計管理者がつかさどる会計事務については、地方自治法第170条第2項で、「現金の出納及び保管を行うこと」（第1号）と「支出負担行為に関する確認を行うこと」（第6号）は明確に区分されていることから、支出負担行為に関する確認</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>(1) 水道事業の企業出納員について</p> <p>ご指摘を受け、令和2年3月末に下呂市水道事業等会計規程の一部改正をつぎのとおり行い対応しました。</p> <p>下呂市水道事業等会計規程の第2条に定める企業出納員等について、これまで、水道経理担当課長及び会計課長としてきましたが、水道経理担当部長、水道経理担当課長及び下呂市出納員その他の会計職員の任命に関する規則（平成16年下呂市規則第6号）第2条及び第3条に規定する出納員で企業職員を命ぜられたものに改めました。</p> <p>このほか、（収入伝票の発行等）、（支払伝票の発行）、（資金前渡、概算払及び前金払）、（隔地払）、（口座振替の申出）、（小切手の振出し）、（使用小切手）、（小切手振出済通知書）、（小切手の支払済報告）、（小切手整理簿）、（公金の振替）、（領収書の徴収）、（預り金及び預り有価証券の保管）の項目の会計課長に関わる部分について、企業出納員に改め、令和2年4月1日から施行しました。</p> <p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>(2) 下呂温泉合掌村事業における会計事務の権限について</p> <p>これまで、下呂市下呂温泉合掌村条例第6条は、会計管理者の支出負担行為に関する確認も含めるという認識をしていました。</p> <p>引き続き会計管理者が、支出負担行為に関する確認を行う場合は、下呂市下呂温泉合掌村条例第6条の会計事務処理に、「支出負担行為の確認に関する事務」を加え、適切な対応に努めて参ります。</p>

<p>行為の権限を会計管理者が行うのであれば、そのことを条例で明記する必要があると思われます。</p>	
---	--

1 空き家等の対策における関係部署の連携強化について

担当課：共通事項

監 査 意 見

措 置 状 況

(総務省が行った平成30年住宅・土地統計調査によれば、当市の空き家数及び空き家率は増加傾向にあります。こうした中、本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法を受けて下呂市空家等対策協議会を設置し、令和2年3月に下呂市空家等対策計画が策定されて、その取組みが行われています。

当市の実施体制は、空家等対策計画の中で、適切に管理されていない空き家等がもたらす問題への対策については、建設部建築課等の関係課が担当し、移住・定住・空き家バンクの活用については、市長公室市民活動推進課が担当することになっています。

空家等対策の推進に関する特別措置法は、適切に管理されていない空き家等がもたらす防災、衛生、景観等の問題への対策と空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的としています。適切に管理されていない空き家等がもたらす問題への対策と、地域の活性化・人口減少対策は、ともに本市が抱える重要な課題であることから、二つの課題に対し、各課が、共通認識のもとで連携を一層密にして取り組まれることを要望します。

(措置済、改善中、未措置)

第二次総合計画の三つの重点プロジェクトの一つ「人口減少対策」として移住定住促進事業において、これまで人を呼び込むための情報発信や都市圏での移住定住相談会を積極的に開催してまいりました。このことにより、下呂市に関心を持つ都市住民が多くなっており、今後も、建設部建設総務課等と連携し、有効活用できる空き家物件を拾い集め空き家等の紹介制度を活用しながら、住まいと仕事のマッチングを進め、更なる移住の増加につなげてまいります。

また、令和2年3月に策定された下呂市空家等対策計画に基づき、空家等に起因した多用な課題に対して、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

令和2年度から倒壊の恐れがあるような危険な空き家、管理不適切な空き家に関しては、建設部建設総務課が担当します。また移住、定住等空家活用に関しては、市長公室市民活動推進課が担当するとともに、自治会や地域住民からの空き家に関する相談窓口としてもそれぞれ対応させていただきます。相談内容に応じて複数の担当部署にまたがる相談は、情報共有により迅速な対応に努めます。市の各担当課において対応が困難な相談については、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引業者、建築士、建設業者等に協力をお願いするとともに、岐阜県住宅供給公社に設置されている「空き家・住まい総合相談室」、特定非営利活動法人「岐阜空き家・相続共生ネット」等紹介します。また、国・県における空き家対策制度を有効に活用します。